

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市手数料条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の改正を踏まえ、令和4年6月1日から同法に基づき環境大臣が指定する指定登録機関から所有者情報等の通知を受けた場合の犬の登録に係る手数料を徴収しないこととする必要があるため、市川市手数料条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和4年5月31日

市川市長 田 中 甲

市川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月31日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第10号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成11年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表狂犬病予防法関係手数料の表犬の登録の項の次に次のように加える。

<p>備考 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号） 第39条の7第1項に基づく通知に係る犬の登録については、手数料 は、徴収しない。</p>
--

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。